



民事事件の期日への出席

刑事事件の法廷シーンはテレビドラマなどでもおなじみですが、民事事件については、なかなかドラマになりにくいため、いったい、どんなふうに、裁判手続きが行われているか、知らない方も多いのではないのでしょうか。



口頭弁論主義

民事事件も、法廷に当事者一原告（訴えた側）と被告（訴えられた側）が出席して、口頭でお互いの言い分を述べる、というのが建前です（口頭弁論主義）。

しかし、弁護士が原告や被告の代理で出席する場合は、事前に、言い分を文書にして相手と裁判所に渡しておき、法廷で裁判手続きが行われる日（弁論期日）には、立ち上がってその文書を「陳述します」とひとこと言うことで、言い分を主張した

ことにします。この場合、座ったまま「陳述する」弁護士もいますし、裁判官が「陳述しますね」と言葉をかけるのにならずに、という場合もあります。

裁判の公開？

民事裁判の法廷は原則として公開で傍聴は自由ですが、事前に書類を出して期日に「陳述」するだけでは、傍聴している人は、どんな裁判が行われているのか、実のところ、よくわかりません。

=====

ではここで問題です。

Aさんは、突然、聞いたこともないB株式会社から、貸した金を返せと裁判所に訴えられ、裁判所により第1回期日が指定されました。Aさんは、これを無視しておいていいのでしょうか。



答え

無視してはいけません。Aさんが第1回期日に欠席すると、裁判所は、AさんがB会社の主張する事実を全部認めたものとみなして、直ちにAさんに全額支払えと判決をすることがありま

す。Aさんとしては、自分で出席するか、自分の言い分を書面にして裁判所に提出するか、あるいは弁護士に依頼して対応してもらうなどして、B会社の主張を争う必要があります。

（定者吉人）

=====

平成26年3月の 相談会等のご案内

●「暮らしとこころの相談会」

3月11日(火)・12日(水)

受付:午前の部 10時～11時45分、
午後の部 12時30分～16時/場
所:広島駅南口 エールエール地下広
場/予約不要/相談料無料/電話相
談も実施します。TEL:090-4890
-1579(時間帯は上記と同じ)/主
催:広島弁護士会/問合せ先:法テラ
ス広島 TEL:050-3383-5485

●「全国一斉投資被害110番」

3月14日(金) 10時～15時

当日電話番号:082-221-5811
予約不要/相談料無料(通話料はご
負担ください)/電話相談で弁護士が
概要を聴取し、希望者には、後日弁護
士による面談相談(初回無料)を実施
/主催&問合せ先:広島弁護士会
TEL:082-228-0230



関西に長く住んでいたのが、「広島のお好み焼きがなんぼのものじゃい!」と思っていました。食べました。…あれ?うまい? うまーい!!!
もう、大好き。

弁護士法人 広島みらい法律事務所

広島みらい 事務所



HP▶<http://www.hiroshima-mirai.com/>

広島本所 Hiroshima office

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31瀧池ビル9階

☎ 082-511-7772

【受付時間】9:00～18:00 (平日)

尾道支所 Onomichi office

〒722-0036 尾道市東御所町4-16尾道駅前ビル2階

☎ 0848-21-0045

【受付時間】9:00～17:30 (平日)

大竹支所 Otake office

〒739-0611 大竹市新町1丁目8-3 アーバンタワー大竹1階

☎ 0827-54-1222

【受付時間】9:00～17:30 (平日)

所属弁護士: 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、深田健介、橋本敬介

所属弁護士: 成廣貴子、佐藤邦男

所属弁護士: 丸亀日出和

夜間や土日などの相談も受け付けております。
相談希望の方は、お気軽に電話でお問い合わせ下さい。